

基発第 0331007 号
平成 20 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「最低賃金に関する実態調査」の実施について

標記については、平成 19 年 3 月 29 日付け基発第 0329002 号「「最低賃金に関する実態調査」の実施について」に基づき、調査を行っていたところであるが、今般、「最低賃金に関する実態調査要綱（以下「調査要綱」という。）」を別添のとおり変更することとしたので、下記の事項に留意の上、調査の実施に遺漏なきを期されたい。

なお、平成 19 年 3 月 29 日付け基発第 0329002 号は、本通達をもって廃止する。

記

1 調査全般について

- (1) 本調査は、調査要綱にあるとおり「賃金改定状況調査」及び「最低賃金に関する基礎調査」の 2 つから構成されており、「最低賃金に関する実態調査」はその総称であること。
- (2) 本調査は、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の改正等の審議に際して極めて重要な資料となるものであるので、調査要綱の内容を十分理解した上、調査の実施に当たること。
- (3) 調査結果は、目安審議、地域別最低賃金の金額改定及び産業別最低賃金の決定又は改正のための審議資料として使用されるものであること。
- (4) 本調査に用いる調査票等の調査用品は別途送付すること。

2 調査対象について

調査対象事業所及び調査対象労働者は、調査要綱により選定すること。

3 調査の実施について

- (1) 調査の実施に先立ち、調査担当者に対して、調査の内容について理解の徹底を図ること。
- (2) 調査対象事業所に対しては、調査に対する理解と協力を得るとともに、調査票が正確に記入されるように必要な指導を行うこと。
- (3) 調査票のうち、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数の項目については、実態に即した記入がなされるように留意すること。

4 調査票の回収及び点検について

- (1) 調査事業所の協力を得て、調査票の早期回収に努めること。
また、回収に当たっては、はがき、電話による督促、その他の効果的な方法により、調査票の回収率の向上に努めること。
- (2) 調査票については、所要の点検を行い調査内容の精度の向上を図ること。

最低賃金に関する実態調査要綱

Ⅰ 調査の目的

この調査は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づいて、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資することを目的として、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握することを目的とする。

Ⅱ 賃金改定状況調査

1 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 産業

日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）に定める産業のうち、次に掲げる産業とする。

イ 製造業

ロ 卸売・小売業

ハ 飲食店、宿泊業

ニ 医療、福祉

ホ サービス業（他に分類されないもの）

(3) 事業所

(2)に掲げる産業に属し、常用労働者数が 30 人未満の企業規模に属する民営事業所で、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所

(4) 労働者

前年 6 月 1 日又は当年 6 月 1 日において、(3)に掲げる事業所に雇用される労働者

2 調査対象

(1) 事業所

Ⅲの 1 の(3)の事業所のうちから一定の方法により抽出された約 1 万事業所

(2) 労働者

前年 6 月 1 日又は当年 6 月 1 日において、(1)の事業所に雇用されるすべての労働者（臨時労働者・パートタイム労働者を含む。）

3 調査事項

次に掲げる事項とする。

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ロ 事業所の労働者数

ハ 労働組合の有無

- ニ 事業所の月間所定労働日数
- ホ 事業所の1日の所定労働時間数
- ヘ 事業所の前々年度の年間所定労働日数
- ト 事業所の前年度の年間所定労働日数
- チ 賃金改定状況

(2) 労働者に関する事項

- イ 性
- ロ 就業形態
- ハ 年齢
- ニ 勤続年数
- ホ 職種又は仕事の内容
- ヘ 賃金形態
- ト 基本給額（前年6月分及び当年6月分）
- チ 諸手当（前年6月分及び当年6月分）
- リ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当（当年6月分）
- ヌ 月間所定労働日数（前年6月分及び当年6月分）
- ル 1日の所定労働時間数（前年6月分及び当年6月分）

4 調査対象期日

原則として、6月1日現在の状況について行う。

5 調査の実施期間

原則として6月1日から6月20日までとする。

6 調査機関

- (1) 都道府県労働局長は、その管轄区域内にある事業所の調査に関し、厚生労働大臣の定める事務を行う。
- (2) 都道府県労働局長は、(1)の事務の一部を労働基準監督署長に行わせることができる。
- (3) この調査には、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員に従事させる。

7 調査方法

(1) 調査票

この調査は、賃金改定状況調査票（別添様式1）によって行う。

(2) 調査票の作成及び提出

調査は、実地自計の方法により行う。

- イ 都道府県労働局長は、調査対象事業所の事業主に対し、(1)の調査票を配布する。
- ロ 調査票の配布を受けた事業主は、その調査票に必要事項を記入し、6月18日までに都道府県労働局長に対し、調査票を提出する。
- ハ 都道府県労働局長は、調査票を審査し、これを取りまとめの上、6月20

日までに厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課あて送付する。

8 集計事項

集計事項は次のとおりとする。

- (1) 地域、産業、規模、労働組合の有無及び賃金改定時期別平均賃金改定率、賃金改定事業所数
- (2) 地域、産業、規模、労働組合の有無及び賃金改定未実施理由別事業所数
- (3) 地域、産業、規模、性及び就業形態別労働者1日当たり平均所定内賃金改定率
- (4) 地域、産業、規模、性及び就業形態別労働者1時間当たり平均所定内賃金改定率

9 集計方法

厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課において集計を行い、結果原表を一部作成する。

10 結果の公表

中央最低賃金審議会における審議資料として用い、調査結果を議事要旨の添付資料等として公表する。

11 関係書類の保存期間と保存責任者

調査票及び結果原表（ともに内容を記録した電磁的記録媒体を含む。）の保存期間は、それぞれ1年及び3年とし、これらの保存責任者は、厚生労働省労働基準局長とする。

III 最低賃金に関する基礎調査

1 調査の範囲

(1) 地域

都道府県労働局長の管轄する地域とする。

(2) 産業

日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に定める産業のうち、次に掲げる産業とする。

イ 製造業

ロ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ハ 卸売・小売業

ニ 飲食店、宿泊業

ホ 医療、福祉

ヘ サービス業（他に分類されないもの）

(3) 事業所

(2)に掲げる産業に属し、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業は100人未満、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉及びサービス業（他に分

類されないもの)は30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所

(4) 労働者

6月1日において、(3)に掲げる事業所に雇用される労働者

2 調査対象

(1) 事業所

Ⅲの1の(3)の事業所のうち一定の方法により抽出された約11万事業所から、賃金改定状況調査票をもって代える約1万事業所を除いた約10万事業所

(2) 労働者

Ⅲの2の(1)の事業所のうち30人未満の常用労働者を雇用する事業所についてはその全労働者、30～99人の常用労働者を雇用する事業所については、その2分の1の労働者(臨時労働者・パートタイム労働者を含む。)

3 調査事項

次に掲げる事項とする。

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 事業所の労働者数
- ハ 労働組合の有無

(2) 労働者に関する事項

- イ 性
- ロ 就業形態
- ハ 年齢
- ニ 勤続年数
- ホ 職種又は仕事の内容
- ヘ 賃金形態
- ト 基本給額
- チ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当
- リ 月間所定労働日数
- ヌ 1日の所定労働時間数

4 調査の対象期日

原則として、6月1日現在の状況について行う。

5 調査の実施期間

原則として6月1日から7月31日までとする。

6 調査機関

- (1) 都道府県労働局長は、その管轄区域内にある事業所の調査に関し、厚生労働大臣の定める事務を行う。
- (2) 都道府県労働局長は、(1)の事務の一部を労働基準監督署長に行わせること

ができる。

- (3) この調査には、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員に従事させる。

7 調査方法

(1) 調査票

この調査は、最低賃金に関する基礎調査票（別添様式2）によって行う。

(2) 調査票の作成及び提出

調査は、実地自計の方法により行う。

イ 都道府県労働局長は、調査対象事業所の事業主に対し、(1)の調査票を配布する。

ロ 調査票の配布を受けた事業主は、その調査票に必要事項を記入し、7月12日までに都道府県労働局長に対し、調査票を提出する。

8 集計事項

集計事項は次のとおりである。

- (1) 地域、産業、規模、労働組合の有無、性、年齢、就業形態及び所定内賃金階級別労働者数
- (2) 地域、産業、規模、労働組合の有無、職種、勤続年数及び所定内賃金階級別労働者数

9 集計方法

都道府県労働局長は、最低賃金に関する基礎調査の調査票に、管轄区域内の事業所に係る賃金改定状況調査票のすべてを加え、さらに、管轄区域内の事業所に係る賃金構造基本統計調査事業所票及び個人票を必要に応じて加えて集計を行い、結果原表を一部作成する。

10 結果の公表

地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正の審議資料として用い、調査結果を議事要旨の添付資料等として公表する。

11 関係書類の保存期間と保存責任者

調査票及び結果原表（ともに内容を記録した電磁的記録媒体を含む。）の保存期間は、それぞれ1年及び3年とし、これらの保存責任者は、都道府県労働局長とする。

最低賃金に関する実態調査
賃金改定状況調査票

厚生労働省 秘

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

(シール添付欄)

連絡先 TEL
主要な生産品の名称又は事業の内容
(主要とは総売上高の最も多いものをいいます。)
記入担当者

17) 賃金改定の状況

平成20年1月から6月までの間に、定期昇給、ベースアップによる賃金引上げ、又は賃金引下げを実施しましたか。

1 実施した(する) → 1 引き上げた → ① 1人平均引上げ、又は引下げ率はいくらかですか。 → %
2 引き下げた → ② 賃金改定の実施時期は昨年と比較して、 →
2 実施していない → 1 昨年同様、7月以降実施の予定。
2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定。
3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定。
4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定。
5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定。

1. 事業所に関する事項(注1)

(1) 事業所の労働者数(臨時、パートを含む) 人 (4) 事業所の1日の所定労働時間数 時間
(2) 労働組合 1. 有 2. 無 (5) 事業所の平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)の年間所定労働日数 日
(3) 事業所の月間所定労働日数 日 (6) 事業所の平成19年度(平成19年4月～平成20年3月)の年間所定労働日数 日

2. 労働者に関する事項

(1) 一 連 番 号	(2) 労働者番号 (番号、記号、氏名、性別、年齢、雇用形態、職種、業務内容、勤務時間、賃金形態、賞与、退職金、その他に関する事項を記入してください。)	(3) 性 男 女	(4) 就業 形態 一 パート 般	(5) 年 齢 歳	(6) 勤 続 年 数 3月3月6月1年2年3年 未満1年以上1年以上 未満1年以上3年以上 未満	(7) 職 種 又 は 仕 事 の 内 容 職 種 コード	平 成 19 年 6 月 分										平 成 20 年 6 月 分									
							(8) 賃金形態及び基本給額 1. 2. 3のいずれかに○をつけ、 対応する額を記入してください。					(9) 諸 手 当 (月 額) 賞与、時間外手当、 休日直手当などは 除きます。	(10) 月 労 働 所 定 日 数	(11) 1 労 働 日 の 所 定 時 間 数	(12) 基 本 給 額 (8欄で○を付した 1. 2. 3に対応 する額を記入して ください。(注2)。	(13) 諸 手 当 (月 額) 賞与、時間外手当、 休日直手当などは 除きます。	(14) うち 精 皆 勤 手 当	(15) うち 通 勤 手 当	(16) うち 家 族 手 当	(17) 月 労 働 所 定 日 数	(18) 1 労 働 日 の 所 定 時 間 数					
							給 給 給	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	日	時間	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	万 千 百 十 円	日	時間							
							給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給	給 給 給					
1		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3				.	.										.	.			
2		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3				.	.										.	.			
3		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3				.	.										.	.			
4		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3				.	.										.	.			
5		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3				.	.										.	.			
6		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3				.	.										.	.			
7		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3				.	.										.	.			
8		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3				.	.										.	.			
9		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3				.	.										.	.			
0		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6		1 2 3				.	.										.	.			

(注1) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。

(注2) 平成20年の賃金形態(月給、日給、時間給の別)が平成19年と異なる場合は、平成20年の基本給額を平成19年の賃金形態に対応する金額に換算して(12)に記入してください。また、平成19年6月2日以降雇用され、平成20年6月1日に在籍している労働者については、平成20年の賃金形態に関し、(8)欄の1、2、3いずれか該当するものに○をつけてください。

※ 記入に当たっては、黒又は青のボールペンを使って、(太線)の中に記入してください。

最低賃金に関する基礎調査票

厚生労働省 秘

(平成 20 年 6 月)

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

(シール添付欄)

連 絡 先 TEL	—	—
主要な生産品の名称 又は事業の内容 (主要とは総売上高 の最も多いものを いいます。)		
記 入 担 当 者		

1. 事業所に関する事項（注）

(1) 事業所の労働者数 (注1) (臨時、パートを含む) 平成20年6月1日現在	男	女	合 計	(2) 事業所における 労働組合の有無	あ り	な し
	人	人	人		1	2

2. 労働者に関する事項

1の(1)の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。

[illegible]

(注) 2枚目以降については、「1. 職業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。